

# 高齢者の福祉と保健



津 市

※台風・大雪等により教室・講座は変更または中止する場合があります。

# 目次

<b>0 問い合わせ一覧</b>	<b>1</b>
<b>1 高齢者福祉サービス</b>	<b>2</b>
1-1 地域包括支援センター	2
1-2 在宅介護支援センター	3
1-3 津市在宅療養支援センター	4
1-4 認知症初期集中支援チーム	4
<b>1-5 生活支援事業</b>	<b>5</b>
1-5-1 日常生活用具給付等事業	5
1-5-2 配食サービス事業	5
1-5-3 訪問理美容サービス事業	5
1-5-4 緊急通報装置事業	6
1-5-5 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	7
<b>1-6 一般介護予防事業</b>	<b>8</b>
1-6-1 転倒予防教室・認知症予防教室	8
1-6-2 こころとからだの介護予防教室	8
<b>1-7 家族介護支援事業</b>	<b>9</b>
1-7-1 紙おむつ等給付事業	9
1-7-2 高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付事業	9
1-7-3 徘徊SOSネットワーク津	10
1-7-4 家族介護慰労金支給事業	10
1-7-5 家族介護教室	11
<b>1-8 生きがい推進事業</b>	<b>11</b>
1-8-1 老人福祉センター	11
1-8-2 老人クラブ	12
1-8-3 高齢者外出支援事業	12
1-8-4 シルバー人材センター	13

1-8-5 敬老祝金等の贈呈	13
<b>2 介護保険サービス</b>	<b>14</b>
<b>2-1 介護保険サービスの利用方法</b>	<b>14</b>
<b>2-2 居宅（在宅）サービス（介護保険）</b>	<b>16</b>
■ 訪問介護	16
■ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	16
■ 訪問看護・介護予防訪問看護	16
■ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	16
■ 通所介護（デイサービス）	16
■ 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション	16
■ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	17
■ 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護	17
■ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護	17
<b>2-3 地域密着型サービス(介護保険)</b>	<b>18</b>
■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18
■ 夜間対応型訪問介護	18
■ 地域密着型通所介護（デイサービス）	18
■ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	18
■ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	19
■ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	20
■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	21
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	21
■ 看護小規模多機能型居宅介護	21
<b>2-4 その他のサービス（介護保険）</b>	<b>22</b>
■ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	22
■ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	22
■ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	22
■ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修	22

<b>2-5</b>	<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b>	<b>23</b>
■	一般介護予防事業	23
■	サービス・活動事業	23
<b>3</b>	<b>施設サービス</b>	<b>26</b>
<b>3-1</b>	<b>一般施設サービス</b>	<b>26</b>
3-1-1	養護老人ホーム	26
3-1-2	高齢者生活福祉センター	26
3-1-3	軽費老人ホーム	27
3-1-4	有料老人ホーム	27
3-1-5	サービス付き高齢者向け住宅	27
●	老人ホーム入所等措置費一覧表	28
●	軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧	30
<b>3-2</b>	<b>介護保険施設サービス</b>	<b>32</b>
3-2-1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	32
3-2-2	介護老人保健施設（老人保健施設）	32
3-2-3	介護医療院	32
●	介護保険施設一覧	33
<b>4</b>	<b>在宅保健サービス</b>	<b>35</b>
<b>4-1</b>	<b>ヘルシー講習会(高齢者食生活改善事業)</b>	<b>35</b>
<b>4-2</b>	<b>訪問指導</b>	<b>35</b>
<b>4-3</b>	<b>健康相談</b>	<b>35</b>
■	こころの健康相談	35
■	健康相談・栄養相談	36
<b>4-4</b>	<b>健康教育</b>	<b>36</b>
■	元気づくり教室（出前健康教室・健康相談）	36
■	美里保健センター（運動施設）での講座について	36
<b>4-5</b>	<b>健康診査・がん検診等</b>	<b>37</b>
■	国民健康保険特定健康診査	37

■ 後期高齢者健康診査	37
■ 健康増進法健康診査	38
■ 肝炎ウイルス検診	38
■ 結核健診	38
■ 歯周病検診	38
■ 後期高齢者歯科健康診査	39
■ がん検診	39
<b>4-6 予防接種</b>	<b>40</b>
■ インフルエンザの定期接種	40
■ 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種	40
■ 新型コロナウイルス感染症の定期接種	41
■ 帯状疱疹の定期接種	41
<b>5 津市社会福祉協議会事業</b>	<b>42</b>
<b>5-1 日常生活自立支援事業</b>	<b>42</b>
<b>5-2 津市成年後見サポートセンター</b>	<b>42</b>
<b>5-3 津市ふれあい・いきいきサロン活動支援助成事業</b>	<b>43</b>
<b>5-4 声の広報発行事業</b>	<b>43</b>
<b>6 その他</b>	<b>45</b>
<b>6-1 障害者控除対象者認定書の交付</b>	<b>45</b>
<b>6-2 消費者被害に関する相談</b>	<b>45</b>
<b>6-3 選挙での投票方法について（不在者投票制度等）</b>	<b>45</b>
<b>6-4 津市ごみ出しサポート収集事業</b>	<b>47</b>
<b>6-5 大型家具等ごみ出し支援事業</b>	<b>47</b>

# 0 問い合わせ一覧

## ● 高齢福祉及び介護保険サービスについて

名称	担当	住所	電話番号・FAX
津市役所健康福祉部	高齢福祉課 高齢福祉担当	西丸之内23番1号	TEL 229-3156 FAX 229-3334
	地域包括ケア推進室 地域包括ケア推進担当		TEL 229-3294 FAX 229-3334
	介護保険課 介護保険担当 認定審査担当		TEL 229-3149 229-3271 FAX 229-3334
久居総合支所	福祉課 高齢・障がい担当	久居新町3006番地（ポルタ ひさい津市久居庁舎内1階）	TEL 255-8834 FAX 255-6634
	市民課 介護・保険担当		TEL 255-8835
河芸総合支所	市民福祉課 福祉担当	河芸町浜田808番地	TEL 244-1703 FAX 244-1713
芸濃総合支所	市民福祉課 福祉担当	芸濃町棕本6141番地1	TEL 266-2515 FAX 266-2522
美里総合支所	市民福祉課 福祉担当	美里町三郷48番地1	TEL 279-8116 FAX 279-8125
安濃総合支所	市民福祉課 福祉担当	安濃町東観音寺483番地	TEL 268-5516 FAX 268-3357
香良洲総合支所	市民福祉課 福祉担当	香良洲町1878番地	TEL 292-4302 FAX 292-4318
一志総合支所	市民福祉課 福祉担当	一志町田尻593番地2	TEL 293-3003 FAX 293-3021
白山総合支所	市民福祉課 福祉担当	白山町川口892番地	TEL 262-7015 FAX 262-4712
美杉総合支所	市民福祉課 福祉担当	美杉町八知5580番地2	TEL 272-8084 FAX 272-0235

## ● 保健サービスについて

名称	住所	電話番号・FAX
津市役所健康づくり課	西丸之内23番1号（津リージョンプラザ内2階）	TEL 229-3310 FAX 229-3346
中央保健センター	西丸之内23番1号（津リージョンプラザ内1階）	TEL 229-3164 FAX 229-3287
久居保健センター	久居新町3006番地（ポルタひさい津市久居庁舎内1階）	TEL 255-8864 FAX 255-1999
河芸保健センター	河芸町浜田774番地	TEL 245-1212 FAX 245-3791
芸濃保健センター	芸濃町棕本6141番地1（津市芸濃保健福祉センター内）	TEL 266-2520 FAX 266-2525
美里保健センター	美里町三郷44番地1	TEL 279-8128 FAX 279-2088
安濃保健センター	安濃町東観音寺418番地（津市サンヒルズ安濃内）	TEL 268-5800 FAX 268-5801
香良洲保健センター	香良洲町2167番地（津市サンデルタ香良洲内）	TEL 292-4183 FAX 292-4147
一志保健センター	一志町井関1792番地（津市とことめの里一志内）	TEL 295-0112 FAX 295-0115
白山保健センター	白山町川口892番地	TEL 262-7294 FAX 262-6520
美杉保健センター	美杉町八知5580番地2（津市美杉総合文化センター内）	TEL 272-8089 FAX 272-1120

# 1 高齢者福祉サービス

## 1-1 地域包括支援センター

高齢者とその家族に対し、介護及び介護予防に関する総合的な相談に応じています。必要に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが包括的に受けられるように専門の職員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）が支援をします。

### ① 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人または「基本チェックリスト」により「サービス事業対象者」に該当した人で心身機能や生活機能維持・改善が必要な人に介護予防サービス等の利用調整を行います。

### ② 総合相談・支援

各種相談の受付、社会支援サービスや制度が利用できるよう支援を行います。

### ③ 権利擁護

高齢者に対する虐待の防止、その早期発見や権利擁護のため支援を行います。

### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の様々な関係者と連携しながら、途切れることのない一貫した支援が提供できるよう、地域のケアマネジャーに対し、助言等の支援を行います。

## ●お問い合わせ

地域包括支援センター名	住所	電話番号・FAX	担当地域
津中央地域包括支援センター	東丸之内 4 番 21 号	TEL:253-5225 FAX:253-5221	津地域【敬和・養正・新町】
津中部中地域包括支援センター	渋見町 554 番地 69	TEL:271-6535 FAX:271-6550	津地域【安東・櫛形・一身田・津西】
津中部北地域包括支援センター	島崎町 97 番地 1 (津地区医師会館 2 階)	TEL:213-3181 FAX:213-3183	津地域【北立誠・南立誠・白塚・栗真】
津中部東地域包括支援センター	津興 2947 番地 (八幡園敷地内)	TEL:213-8115 FAX:213-8116	津地域【修成・育生・藤水・南が丘】
津中部西地域包括支援センター	野田 2059 番地 (特別養護老人ホーム泉園内)	TEL:237-2018 FAX:237-2019	美里地域・津地域【神戸・片田】
津中部南地域包括支援センター	高茶屋小森上野町 733 番地	TEL:238-6511 FAX:238-6513	香良洲地域・津地域【高茶屋・雲出】
津北部東地域包括支援センター	河芸町浜田 868 番地 (津市河芸ほほえみセンター内)	TEL:245-6666 FAX:245-8890	河芸地域
津北部西地域包括支援センター	安濃町東観音寺 353 番地 (介護老人保健施設あいの内)	TEL:267-1125 FAX:267-1126	芸濃地域・安濃地域 津地域【大里・高野尾・豊が丘】
津久居地域包括支援センター	久居新町 3006 番地 (ポルタのさい 3 階久居ケアサービスセンター・シルバーケア豊壽園内)	TEL:254-4165 FAX:254-4168	久居地域
津一志地域包括支援センター	白山町川口 892 番地 (津市白山保健福祉センター内)	TEL:262-7295 FAX:262-6520	一志地域・白山地域 美杉地域
津市地域包括支援センター	西丸之内 23 番 1 号 (津市役所 地域包括ケア推進室内)	TEL:229-3294 FAX:229-3334	津市全域

## 1-2 在宅介護支援センター

地域包括支援センター等と連携を図り、また民生委員などの地域の方々の協力を得て、高齢者とその家族に対し相談・支援を行う地域の身近な窓口です。介護や福祉に関することは、お気軽にご相談ください。

### ① 介護・福祉に関する相談・情報提供

高齢者の介護や福祉に関する様々な質問や悩みなどについての相談受付、福祉サービスの情報提供を行います。

【相談内容】 公的な保健福祉サービスについて  
上手な介護の方法・介護用品について  
介護疲れなど介護上の悩み

### ② 公的サービスの申請代行

保健福祉サービスの利用手続きの受付や代行など、外出が困難な高齢者宅へ訪問して、手続きを代わって行うことができます。

### ③ 高齢者実態把握

市内にお住まいの高齢者の生活や、心身の状況などを事前に把握し、必要な高齢者には、介護予防・生活支援など各種サービスの提供や適切な支援を行います。

## ●お問い合わせ

在宅介護支援センター名	住所	電話番号	担当地域
高田在宅介護支援センター	大里野田町 1124 番地 1	230-7811	一身田・白塚・栗真
在宅介護支援センター青松園	高洲町 15 番 43 号	228-2661	敬和・養正
在宅介護支援センター報徳園	河辺町 1317 番地 1	228-1951	安東・新町
在宅介護支援センターはせやま	片田長谷町 167 番地 1	237-2630	片田・櫛形
みえ医療福祉生協在宅介護支援センター	寿町 16 番 24 号	213-8671	育生・藤水
ベタニヤ在宅介護支援センター	豊が丘五丁目 47 番 10 号	230-2822	高野尾・大里・豊が丘
フルハウス在宅介護支援センター	香良洲町 1990 番地	292-4888	香良洲
芹の里在宅介護支援センター	久居井戸山町 707 番地 3	256-9474	成美・立成
藤田医科大学七栗記念病院 在宅介護支援センター	大鳥町 424 番地 1	252-2355	栗葉・戸木
榊原陽光苑在宅介護支援センター	榊原町 5684 番地	254-2067	稲葉・榊原
在宅介護支援センターつまちなか地域 総合相談センターシルバーケア豊壽園	本町 26 番 13 号	213-6370	津市全域

### 1-3 津市在宅療養支援センター

医療と介護の連携で皆様の在宅療養を支えます。地域の医療介護関係者と連携し、医療・介護サービスを必要とする市民の皆様や、関係機関の皆様をサポートします。

- 医療・介護資源のインターネットによる情報提供
- 在宅で療養する市民や医療関係者からの相談対応
- 多職種連携の実施
- 講演会等の開催 他

問合せ先	津市在宅療養支援センター（久居本町 1400 番地 2） 久居一志地区医師会館 2 階 電話 255-1300 FAX 255-1350
------	--

### 1-4 認知症初期集中支援チーム

家族の訴えなどで認知症が疑われる人や、認知症の人、その家族を訪問し、医療と介護の専門職がどのような状況かを把握して初期の支援を集中的に行います。

- 対象者** 在宅で生活している40歳以上の人で認知症が疑われる人または認知症の人で次のいずれかに該当する人
  - ① 医療サービス、介護サービスを受けていないまたは中断している人で、認知症疾患の臨床診断を受けていない人や適切な介護サービスに結びついていない人など
  - ② 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

問合せ先	地域包括ケア推進室（参照→P1） 【担当地域】津、香良洲、河芸、芸濃、美里、安濃 津久居地域包括支援センター（参照→P2） 【担当地域】久居、一志、白山、美杉
------	--

## 1-5 生活支援事業

### 1-5-1 日常生活用具給付等事業

電磁調理器、火災警報器、自動消火器の日常生活用具の給付等を行います。

- **対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、虚弱、寝たきり、認知症などにより日常生活に支障のある人
- **費用** 前年の所得税額に応じて無料又は一部負担  
(1月から5月までの間は、前々年分の所得税額)

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

### 1-5-2 配食サービス事業

調理が困難な高齢者等に食事を届けることで、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認等を行い、在宅での健康的な生活や自立した生活を送るための支援を行います。

- **対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する心身の障がい等によって調理が困難な人
- **利用料** 1食当たり400円（1食/日 週6食以内）

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

### 1-5-3 訪問理美容サービス事業

理髪店又は美容院に出向くことが困難な高齢者宅を理美容師が訪問し、調髪等の理美容サービスを行います。

- **対象者** 65歳以上で介護保険法の規定により、要介護4又は5と認定された人
- **利用回数** 3か月に1回まで
- **利用料** 調髪等の実費は利用者負担とし、出張料を市が負担します。

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

## 1-5-4 緊急通報装置事業

ひとり暮らしの高齢者等が急病などの緊急時に速やかに連絡がとれるよう簡単な操作で通報ができる装置を設置します。

●**対象者** 65歳以上の人で、次のいずれかに該当する場合

- ① ひとり暮らしの高齢者
- ② 寝たきりの方を含む高齢者のみにより構成される世帯
- ③ 障がい者（肢体障害1、2級又は療育手帳（重度）以上）を含む世帯
- ④ その他高齢者のみの世帯などで、上記の条件に準じると認められる人

●**利用料** 市民税非課税世帯は無料

市民税課税世帯は一部自己負担あり

※市民税課税世帯・非課税世帯ともに使用にかかる通話料金は自己負担となります。

●**協力員** 近隣の人を中心に2人以上の協力員が必要です。対象者の状況によりセンターから協力員に連絡が入りますので、ご協力をお願いすることになります。近隣に協力員がいない場合はお問い合わせください。

※ お使いの電話回線によっては接続できない場合がありますので、ご相談ください。



問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

### 1-5-5 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

健康保持や要介護状態等になることを予防するため、在宅の高齢者に対して保険適用外のはり・きゅう・マッサージの施術にかかる費用の一部を助成します。

●対象者 4月1日現在で70歳以上の人

●助成方法 年間最大6枚の助成券を交付

(2か月に1枚の割合で算出した枚数を交付)

交付された助成券を施術者へ提出

●助成額 助成券1枚につき1,000円

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--



## 1-6 一般介護予防事業

### 1-6-1 転倒予防教室・認知症予防教室

高齢者の健康保持や要介護状態等になることを予防するため、転倒や認知症の予防に関する教室をお住まいの地域で開催しています。

- 対象者 65歳以上の人
- 利用料 無料（教材費等の実費は利用者負担）

問合せ先	津市社会福祉協議会本部・各支部（参照→P45） 地域包括ケア推進室、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	---

### 1-6-2 こころとからだの介護予防教室

元気に年齢を重ねられるように、介護予防についてバランスよく学ぶ教室です。体力測定を行い、自宅で簡単に続けられる「元気アップ運動」の実技を基本に、介護予防の手立てや工夫を学びます。普段の生活での運動習慣の定着を応援し、体力維持を図ります。みんなで交流する機会にもなる教室です。

また認知症への理解を深め、運動や脳活性化レクリエーションなどで認知症予防の実践について、参加者同士で交流しながら学びます。

- 対象者 65歳以上の人
- 回数 内容による
- 利用料 無料

問合せ先	地域包括ケア推進室（参照→P1）
------	------------------



## 1-7 家族介護支援事業

### 1-7-1 紙おむつ等給付事業

在宅において介護が必要で、寝たきりや認知症等で常時失禁状態の人に紙おむつ等を給付します。

- **対象者** 65歳以上の市民税非課税かつ寝たきりや認知症等で常時紙おむつが必要な在宅の人
- **利用料** 無料
- **給付内容** 種類は指定のコースからテープタイプ・パンツタイプ・尿取りパッドが選択でき、業者が月に1回紙おむつ等を配達します。(現物給付)

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

### 1-7-2 高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付事業

認知症等による徘徊の恐れがある在宅の高齢者に徘徊探知機を利用することにより、認知症徘徊高齢者を早期に発見及びその安全を確保するとともに、当該認知症徘徊高齢者を介護している家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事業です。

- **対象者** 在宅で生活する人で次のいずれの条件も満たす人
  - ① 介護保険法の規定により、要介護又は要支援と認定されたおおむね65歳以上の人
  - ② 認知症による徘徊が認められる人
  - ③ 徘徊 SOS ネットワーク津に登録している人



- **補助額** 探知機等の購入費（リースの場合は初期費用）

補助率 1/2（上限1万円を補助）

※毎月のランニングコストは自己負担

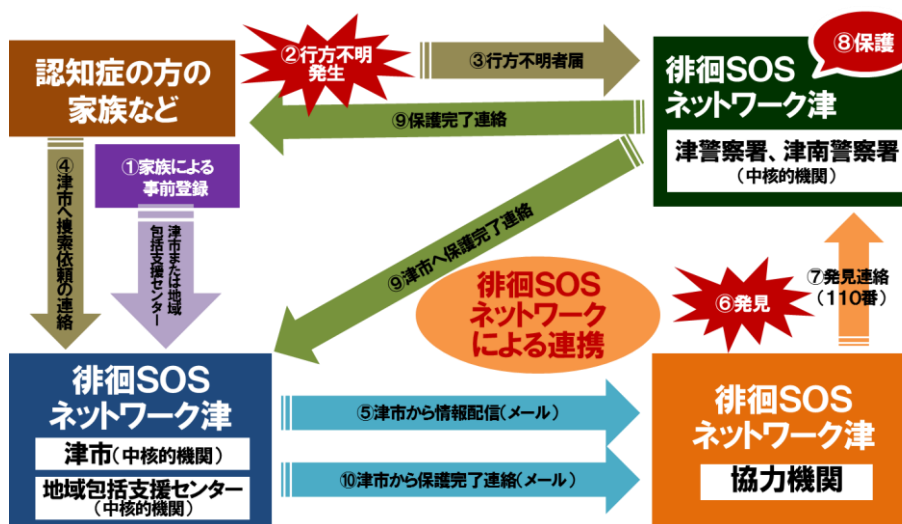
問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--



### 1-7-3 徘徊 SOS ネットワーク津

認知症の高齢者等が行方不明になったとき、家族などからの依頼により、その人の身体的特徴や服装等の情報を民生委員・児童委員、認知症サポーター、生活・介護支援サポーターなどの協力機関にメールを配信し、可能な範囲で協力をお願いするものです。

#### ●徘徊 SOS ネットワーク津の仕組み



- 対象者 徘徊の心配のある高齢者等
- 利用料 無料（登録時に、本人の写真が必要です。）

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

### 1-7-4 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は5と認定された高齢者を介護保険サービスを利用することなく自宅で介護した家族に慰労金を支給し、家族の経済的負担の軽減と高齢者の在宅生活の継続向上を支援するものです。

- 対象者 市民税非課税世帯に属する要介護4又は5と認定された高齢者で過去1年間、介護保険のサービスを使わなかった人を介護した同居の家族（介護保険のサービスのうち、1週間以内のショートステイは除きます）。3か月を超える入院があったときや、介護保険料が未納である場合は対象外です。
- 支給額 年間100,000円

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課） 各在宅介護支援センター及び地域包括支援センター
------	--

### 1-7-5 家族介護教室

高齢者及びその介護を行う家族が介護方法やリラックス方法を学び、情報交換や交流を図ることで、安心して一息つける場所を提供する教室です。

- **対象者** 津市在住で介護を行う家族等、介護方法等に興味のある方
- **利用料** 無料（教材費等の実費は利用者負担）

問合せ先	津市社会福祉協議会本部・各支部（参照→P45） 地域包括ケア推進室及び各総合支所市民福祉課（福祉課）
------	---

## 1-8 生きがい推進事業

### 1-8-1 老人福祉センター

おおむね60歳以上の人に健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための憩いの場を提供し、また、各種の相談に応じるための施設です。

	施設名	所在地	電話番号
1	津市まん中老人福祉センター	大門7番15号（津センターパレスビル3階）	222-5350
2	津市たるみ老人福祉センター	垂水1300番地	228-2623
3	津市北部市民センター （北部老人福祉センター）	栗真中山町816番地10	232-9696
4	津市西部市民センター （西部老人福祉センター）	野田1番地1	237-4711
5	津市久居老人福祉センター	久居西鷹跡町365番地1	256-2188
6	津市サンデルタ香良洲 （香良洲老人福祉センター）	香良洲町2167番地	292-3113

問合せ先	直接上記の各センターへ
------	-------------

## 1-8-2 老人クラブ

おおむね60歳以上の人が地域で自主的に組織するクラブで、スポーツやレクリエーション活動を通じて、相互の親睦、健康の増進を図るとともに、各種講座や教室活動を行い、教養を高め生きがいの創出や地域社会との交流を深めるなど、福祉の増進を図っています。入会を希望される人は直接お近くの老人クラブ、または津市老人クラブ連合会へお問い合わせください。

問合せ先

津市老人クラブ連合会 電話 213-7111

## 1-8-3 高齢者外出支援事業

高齢者の日常生活での移動を支援し、外出機会の拡大を図り高齢者の生きがいづくり、人と人とのつながりづくりのため、市内のコミュニティバス、民間路線バスを活用した高齢者の外出を支援します。

### ■シルバーエミカの交付について

シルバーエミカは、1ポイント1円相当で三重交通グループが運行する路線バスと、ぐるっと・つーバスで乗車運賃として利用できる2,000ポイントを付けた津市オリジナルの交通系ICカードです。また、津市コミュニティバスでシルバーエミカを提示すると運賃から200円の割引がされます。

シルバーエミカは2,000ポイントを上限に前年度までに使用したポイントをチャージしています。また、他の交通系ICカードと同じように自分で現金をチャージして利用することもできます。

#### ●対象者 65歳以上の人

(申請する年度内に65歳になる人を含む)

#### ●申請に必要なもの

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード作成時の暗証番号  
(利用者証明用電子証明書暗証番号)

※ マイナンバーカードは申請から取得まで約1か月かかります。

※ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の更新(おおむね5年)の場合、手続きが必要です。



シルバーエミカ

問合せ先

高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

---

### 1-8-4 シルバー人材センター

60歳以上の健康で働く意欲のある人が会員となり、豊かな経験と能力を生かし、働くことを通じて、高齢者の生きがいをづくりと地域社会の活性化を図っています。入会を希望される人、仕事を発注される人は直接津市シルバー人材センターへお問い合わせください。

問合せ先	津市シルバー人材センター 電話 224-4123
------	--------------------------

---

### 1-8-5 敬老祝金等の贈呈

本市に1年以上居住している80歳・90歳・100歳の方に敬老祝金等を贈り長寿をお祝いします。

- ① 80歳の節目 商品券（3,000円）
- ② 90歳の節目 商品券（10,000円）
- ③ 100歳の節目 祝金（50,000円）

問合せ先	高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課）
------	-----------------------

## 2

## 介護保険サービス（●お問い合わせ：介護保険課）

## 2-1 介護保険サービスの利用方法

- ① 介護保険サービス（以下「サービス」）を利用するときは、市に申請し「介護が必要」という認定を受けていただく必要があります。この認定を要介護（要支援）認定といいます。

申請は家族など代理の方でも行うことができます。「申請書」に必要事項を記入し、介護保険の「保険証」を添えて提出してください。

- 申請受付窓口 介護保険課（Tel：229-3271）・各総合支所市民福祉課（市民課）及び出張所（アストプラザ、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口は除きます）

- ② 申請を行うと、どのくらいの介護が必要かを決定するために、認定調査を行い、その調査票と主治医の意見書を基に審査判定を行います。

介護が必要な度合いに応じて「要支援1、2」「要介護1～5」の7段階に分かれます。また、介護が必要と認められない場合は「非該当」となります。7段階の要介護状態区分で、利用できるサービスや、月々に介護保険で認められる利用限度の金額（表1）に違いがでてきます。介護度が重い方ほど利用できる金額も多くなります。

【表1】利用限度の金額

区分	利用限度額（月額）
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※1単位の単位は10円を基本とし、サービスの種類・地域ごとに国で定められています。

- ③ 認定を受けたら次はサービスをどのように受けていくか、計画をつくります。この計画を居宅サービス計画（ケアプラン）といいます。ケアプランは、原則介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成することになります。作成には利用者負担はありません。

施設に入所する人は、施設内でケアプランが作成されます。

- ※ ケアプランの作成は、ケアマネジャーのいる指定居宅介護支援事業者に依頼して行います。依頼を受けたケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞いた上で、適切な介護サービスが受けられるようサービスの種類や利用回数などを組んだケアプランを作成します。（要支援の方は、地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼して行います。）



令和6年4月から、介護予防ケアプランの作成を、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

- ※ ケアプランを作成する事業者と、サービスを行う事業者は同じでなくてもかまいません。利用者がサービスを行う事業者を選んで下さい。

- **利用料** サービスの自己負担はかかった費用の1割から3割です。ただし、住宅改修と福祉用具の購入は、償還払い（事業者に費用全額をいったん支払い、後日、自己負担分を除いた保険給付額を市に請求する方法）のみを行っていましたが、従前の取扱いに加えて令和5年4月1日より、利用者が自己負担分の金額のみを事業者に支払い、残りは市から事業者を支払う「受領委任払い」を開始しています。

※ 住宅改修は事前に申請が必要です。着工前にケアマネジャーか市の介護保険担当にご相談ください。

※ 福祉用具の購入は、県の指定を受けた販売事業所から購入した福祉用具が保険給付の対象となります。指定を受けているかどうか、購入前にケアマネジャーか市の介護保険担当にご確認ください。

● **高額介護サービス費**

サービスの1か月の自己負担額が、一定の上限を超えた場合、超えた分を申請により支給します。なお、対象者には申請書を送付します。

● **高額医療合算介護サービス費**

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の上限を超えた場合、超えた分を申請により支給します。なお、対象者には申請書を送付します。

## 2-2 居宅（在宅）サービス（介護保険）

「居宅（在宅）サービス」は、要介護状態区分や家族、住宅の現況等に応じたサービスを選択して利用します。

### ■ 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパーなど）が訪問し、食事、入浴、排せつの介助や生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

### ■ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

### ■ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師や保健師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら、病状を観察したり、療養の世話、診療の補助などを行います。

### ■ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

### ■ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや日常動作訓練、レクリエーションなどを行います。

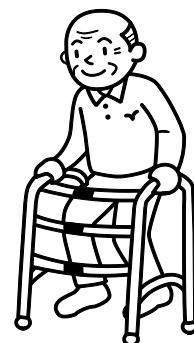
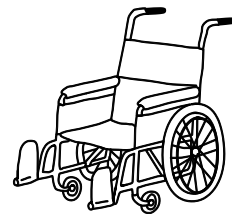
### ■ 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所などで、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどを行います。

## ■ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすやベッド等の福祉用具を借りることができます。対象となる福祉用具は、次の13種類です。

- ① 車いす
- ② クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ マットレス、サイドレール等一定の特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ（じょく瘡）防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり（取り付けに際し、工事が伴わないもの）
- ⑧ スロープ（取り付けに際し、工事が伴わないもの）
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト（つり具を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置（要介護4・5の人のみ）



令和6年4月から、⑧のうち固定用スロープ、⑨のうち歩行器（歩行車を除く）、⑩のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖については貸与、または購入を選択できます。

※ 要支援1・2及び要介護1の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）は、原則として保険給付の対象となりません。

※ 自動排泄処理装置は、要支援1・2及び要介護1から3の人には、原則として保険給付の対象となりません。

## ■ 短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の世話をします。

## ■ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理の下、医療上のケアを含む介護や機能訓練を行います。

## 2-3 地域密着型サービス（介護保険）

地域密着型サービスは、高齢者が認知症や中度・重度の要介護状態等になっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、提供されるサービスです。原則として、サービスを提供する事業所が所在する市町村に居住する被保険者だけが利用できます。

### ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報（連絡）などによって、介護福祉士等の訪問介護員等が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話をしたり、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行い、心身機能の維持回復を図るサービスです。要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

### ■ 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的な巡回や随時通報（連絡）などによって、介護福祉士等訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話をし、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助するサービスです。要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

### ■ 地域密着型通所介護（デイサービス）

日帰りで施設に通い、利用者の生活機能の維持または向上を目指して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。定員18名以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。

### ■ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持を図るサービスです。要支援1・2の人、要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

## ■ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練等の多機能なサービスを提供します。

利用は登録制で「通い」を中心に、要支援1・2、要介護1から5の人が、その人の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けることができます。

なお、利用者は訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与を除いて、他の居宅サービスを受けることはできません。

### ● 小規模多機能型居宅介護施設の一覧

施設名	所在地	電話番号
小規模多機能ホームとのむら	殿村 1553 番地	237-3677
寿楽苑	芸濃町椋本 2782 番地 1	265-6464
小規模多機能ホームすずらんの家	安濃町戸島 1704 番地 1	253-0007
喜楽苑	一志町其倉 287 番地	293-3061
和楽苑	一志町其倉 287 番地	
白山小規模多機能型居宅介護施設 シルバーケア豊壽園	白山町川口 7778 番地	264-0100
美杉小規模多機能型居宅介護施設 シルバーケア豊壽園	美杉町八知 5540 番地 6	272-7000
第二美杉小規模多機能型居宅介護施設 シルバーケア豊壽園	美杉町下之川 5299 番地 1	276-7007

## ■ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の高齢者が共同で生活し、家庭的な雰囲気の中で、自立した日常生活を営めるように食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。要支援2・要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

### ● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の一覧

グループホーム名	定員	所在地	電話番号
医療法人緑の風 グループホーム くつろぎの家	9	河芸町東千里 13 番地 2	245-6065
高齢者グループホームあじさいの家	9	高洲町 17 番 17 号	228-1117
高齢者グループホーム水仙の家	9	高洲町 33 番 6 号	227-1114
シルバータウン新町グループホーム	18	南丸之内 7 番 12 号	225-0131
グループホームレモンの里	9	神納 418 番地 1	229-8433
グループホームつくしんぼ一色	9	一色町 240 番地	228-0715
安東苑	18	安東町 2004 番地	246-8246
グループホームとのむら	18	殿村 1553 番地	237-3450
おもいやり介護の会 グループホームつくしんぼ	6	片田志袋町 300 番地 181	237-5301
グループホームコロナ	18	大里窪田町 1706 番地 26	231-7890
グループホームフルハウス	9	香良洲町 1990 番地	292-8545
グループホーム渚園	18	柳山津興 382 番地 4	227-7737
グループホームなのはな	18	柳山津興 3306 番地	221-5600
グループホーム潮風	9	阿漕町津興 214 番地 2	246-8800
グループホームたんぼぼ	18	津興 140 番地 6	223-6677
八幡園グループホーム	9	津興 2947 番地	213-7535
グループホームおたっしや長屋	9	野田 165 番地	239-1977
しおりの里グループホーム	18	野田 2033 番地 1	239-1318
地域総合ケアセンター認知症対応型グループホーム シルバーケア豊壽園	9	高茶屋小森町 4159 番地	235-5660
シルバータウン久居寿梨庵	18	久居明神町 1553 番地 10	254-0111
グループホーム萩の家	6	久居井戸山町 751 番地 1	259-2888
グループホームにのみの家	27	新家町 1488 番地	254-1616
グループホームひまわり	27	戸木町 4113 番地 11	254-0606
グループホームふるさと	9	戸木町 4113 番地 56	255-8828
グループホーム琴葉はつらつ	18	芸濃町椋本 5481 番地 2	266-1888
グループホームなごみ苑	9	豊が丘二丁目 4 番 5 号	230-7171
グループホーム青い鳥	9	豊が丘二丁目 38 番 6 号	230-2381
シルバータウンあのうグループホーム	18	安濃町田端上野 892 番地 1	268-5500
愛の家グループホーム一志	18	一志町井生 220 番地 1	293-0005
グループホーム白山	18	白山町南出 954 番地	262-5230

---

## ■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めることを目指し、入浴・排せつ・食事などの介護、相談と援助、社会生活上の便宜を図るなど、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。定員29名以下の施設です。

要介護1から5の人がサービスを受けることができます。 参照→P.33

※ 新規入所は原則として要介護3以上の人です。

---

## ■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームや養護老人ホームなどの特定施設で、定員が29名以下の施設です。要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事などの介護や掃除、洗濯など日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

※ 令和7年4月1日現在、津市に該当施設はありません。

---

## ■ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の心身機能の維持回復を目的として、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせるサービスです。

要介護1から5の人がサービスを受けることができます。

### ● 看護小規模多機能型居宅介護施設の一覧

施設名	所在地	電話番号
ハーモニーハウス津・大園	大園町5番45号	253-1122
看護小規模多機能いちし	一志町日置44番地6	295-0055

## 2-4 その他のサービス（介護保険）

### ■ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、専門的な療養上の管理・指導を行います。

### ■ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入所している高齢者に、必要な介護サービスを提供するもので、定員が30名以上のものです。

### ■ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

保険の対象となる福祉用具は、次の6種類です。

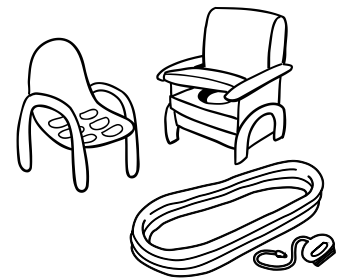
- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具

令和6年4月から、P17福祉用具貸与の対象用具のうち下記は、購入して利用することもできます。

- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器（歩行車を除く）
- ・ 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

※ 県の指定を受けた販売事業所で購入してください。

- 支給限度額 年間10万円まで
- 支給額 支給限度額の9割から7割



### ■ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

保険の対象となる住宅改修は次の6種類です。

- ① 手すりの取付け
  - ② 段差の解消
  - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
  - ④ 引き戸等への扉の取替え
  - ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
  - ⑥ その他これら①～⑤の各工事に付帯して必要な工事
- 支給限度額 原則として1住宅につき20万円まで
  - 支給額 支給限度額の9割から7割

## 2-5 介護予防・日常生活支援総合事業

問合せ先	介護保険課、地域包括ケア推進室、各地域包括支援センター 参照→P1.2
------	--

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取り組みで、次の2つがあります。

### ■ 一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に介護予防活動の普及・啓発等を行います。 参照→P.8

### ■ サービス・活動事業

「訪問型サービス」と「通所型サービス」があり、従来の介護予防サービスのほかに津市独自の多様なサービスを提供します。

- **対象者** 要支援認定で要支援1・2と認定された人及び65歳以上の要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」の実施により「サービス事業対象者」に該当する人
- **利用方法**

介護保険課・各総合支所市民福祉課（市民課）・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所にご相談ください。地域包括支援センターがアセスメント（課題分析）を実施のうえ、利用できるサービスや利用限度額（表1）に応じたケアプランを作成します。

【表 1】 利用限度額

区分	利用限度額（月額）
事業対象者・要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

● サービス・活動事業の種類

① 訪問型サービス

基準	サービス名称	サービスの内容	提供者（例）
訪問介護相当	介護予防訪問型サービス	既存の訪問介護事業所による入浴や食事などの生活援助	訪問介護員
緩和した基準によるサービス	生活支援訪問サービス	生活援助のみ	一定の研修修了者による生活援助
住民主体によるサービス	地域ささえあい訪問支援	住民同士のささえあいによる生活支援	住民主体・ボランティア
3 か月程度の短期集中サービス（最長で6ヵ月程度）	短期集中専門サービス（訪問型）	運動器の機能向上や栄養改善等専門職によるリハビリ等の支援。改善の見込みのある方が対象。利用者負担あり（1回400円）	市内介護老人保健施設の保健・医療の専門職（実施していない施設もあります。）

● 津市指定事業者一覧（市内）（介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者〔生活支援訪問サービス〕）

事業所名	住所	電話番号
ヘルパーステーションコーケン	寿町 11 番 28 号	226-8801
特定非営利活動法人 在宅支援サービス青空	半田 212 番地 1	221-2380
津中央ヘルパーステーション シルバーケア豊壽園	本町 26 番 13 号	221-2201
ヘルパーステーション 明神	久居明神町 1530 番地 69	254-3838
ヘルパーステーション あんじゅ	久居中町 134 番地 46	255-1950
ヘルパーステーション あおい	久居野村町 329 番地 25	253-0017
訪問介護事業所わが家	河芸町上野 3887 番地 1	271-6620
青松園指定介護予防訪問介護事業所	高洲町 15 番 43 号	228-2661
ヘルパーステーション心むすび	栗真町屋町 1741 番地 3 サニーライフ 栗真 A-103	233-2733
ヘルパーステーション ヨウキ	藤方 2255 番地 3	261-6625
ケアステーション 2416-にじいろ-	観音寺町 152 番地	225-5001
ヘルパーステーション 秋華	雲出本郷町 1621 番地 7	269-5138

## ② 通所型サービス

基準	サービス名称	サービスの内容	提供者（例）
通所介護相当	介護予防通所型サービス	既存の通所介護事業所による食事や入浴など基本的なサービスや個別機能訓練	通所介護事業所の従事者
緩和した基準によるサービス	生活支援通所サービス	運動・レクリエーション等	生活相談員・看護師等の配置義務なし
住民主体によるサービス	地域ささえあい通所支援	住民同士のささえあいによる体操や調理など自主的な通いの場	住民主体・ボランティア
3 か月程度の短期集中サービス（最長で6ヵ月程度）	短期集中専門サービス（通所型）	運動器の機能向上や栄養改善等専門職によるリハビリ等の支援。改善の見込みのある方が対象。利用者負担あり（1回350円）	市内介護老人保健施設の保健・医療の専門職（実施していない施設もあります。）

### ● 津市指定事業者一覧（市内）（介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者〔生活支援通所サービス〕）

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設いこいの森	河芸町東千里3番地1	245-6777
憩いの汀 I	海岸町14番20号	227-4705
フェニックス健診クリニック	乙部5番3号	253-8731
デイサービスセンターつくしんぼ	一色町240番地	228-0715
あゆみ野デイサービスセンター	一身田大古曾1453番地3	232-6111
地域総合ケアセンター第2通所介護センター シルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町737番地	235-5512
特定非営利活動法人 在宅支援サービス青空	半田212番地1	221-2380
デイサービスセンター明神	久居明神町1530番地69	254-3838
en café	久居西鷹跡町478番地10	253-7960

## 3 施設サービス

### 3-1 一般施設サービス

#### 3-1-1 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の人で、世話をする人がいないとき又は家族などとの折り合いがよくないとき、あるいは住むところがなかったり、あっても環境がきわめて悪いときなどで、世帯の生計中心者が市民税均等割以下の人が入所できます。

施設名	定員	所在地	電話番号
高田慈光院	100	大里野田町 1124 番地 1	230-7811
青松園	60	高洲町 15 番 43 号	228-2661

- 費用 収入や所得税額等に応じて、本人及び扶養義務者の負担金あり（P. 28, 29 参照）

問合せ先	高齢福祉課及び各総合支所市民福祉課（福祉課）
------	------------------------

#### 3-1-2 高齢者生活福祉センター

おおむね65歳以上のひとり暮らし、又は夫婦のみの世帯に属する人で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため独立して生活することに不安のある人が入所できます。

施設名	定員	所在地	電話番号
美杉高齢者生活福祉センター	17	美杉町奥津 929 番地	274-0022

- 費用 本人の負担金あり（別途お問い合わせください）

問合せ先	美杉総合支所市民福祉課
------	-------------

### 3-1-3 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、A型・B型・ケアハウスがあり、いずれも60歳以上の方が対象で、自分で費用を負担して入所する施設です。

<b>A 型</b>	身寄りがないか、家庭や住宅の事情などにより、家族と同居できない又は自宅での生活が困難な人で、自分の身の回りのことができる比較的健康的な人が入所できます。A型は給食サービスが付いています。
<b>B 型</b>	A型の軽費老人ホームとほぼ同じような施設ですが、各自の部屋で炊事、洗面等をおこないますので、入所できる人は自炊できる程度の健康状態にある人に限られています。
<b>ケアハウス</b>	ケアハウスは、高齢者の自立した生活のための住まいを提供するものです。食事サービス付きで、また市の在宅福祉サービスも受けることができますので、安心して生活を送ることができます。※介護付ケアハウスもあります。

●費用 施設によって異なります。

問合せ先	直接施設へお申し込みください。参照→P30
------	-----------------------

### 3-1-4 有料老人ホーム

およそ60歳以上の健康で身の回りのことができ、共同生活が行える方が入所できます。介護付の有料老人ホームもあります。入所の条件は老人ホームによって異なります。

●費用 施設によって異なります。

問合せ先	直接施設へお申し込みください。参照→P30,31
------	--------------------------

### 3-1-5 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいです。全てのサービス付き高齢者住宅で安否確認や生活相談のサービスが提供されます。その他、提供されるサービスの内容は、事業所によって異なります。

●費用 事業所によって異なります。

問合せ先	直接施設へお申し込みください。参照→P31
------	-----------------------

● 老人ホーム入所等措置費一覧表（被措置者用）

対象収入による階層区分(単位:円)				費用徴収基準月額(単位:円)
1	0	～	270,000	0
2	270,001	～	280,000	1,000
3	280,001	～	300,000	1,800
4	300,001	～	320,000	3,400
5	320,001	～	340,000	4,700
6	340,001	～	360,000	5,800
7	360,001	～	380,000	7,500
8	380,001	～	400,000	9,100
9	400,001	～	420,000	10,800
10	420,001	～	440,000	12,500
11	440,001	～	460,000	14,100
12	460,001	～	480,000	15,800
13	480,001	～	500,000	17,500
14	500,001	～	520,000	19,100
15	520,001	～	540,000	20,800
16	540,001	～	560,000	22,500
17	560,001	～	580,000	24,100
18	580,001	～	600,000	25,800
19	600,001	～	640,000	27,500
20	640,001	～	680,000	30,800
21	680,001	～	720,000	34,100
22	720,001	～	760,000	37,500
23	760,001	～	800,000	39,800
24	800,001	～	840,000	41,800
25	840,001	～	880,000	43,800
26	880,001	～	920,000	45,800
27	920,001	～	960,000	47,800
28	960,001	～	1,000,000	49,800
29	1,000,001	～	1,040,000	51,800
30	1,040,001	～	1,080,000	54,400
31	1,080,001	～	1,120,000	57,100
32	1,120,001	～	1,160,000	59,800
33	1,160,001	～	1,200,000	62,400
34	1,200,001	～	1,260,000	65,100
35	1,260,001	～	1,320,000	69,100
36	1,320,001	～	1,380,000	73,100
37	1,380,001	～	1,440,000	77,100
38	1,440,001	～	1,500,000	81,100
39	1,500,001以上			150万円超過額×0.9÷12月+81,100円 (100円未満切り捨て)

- 備考
1. 養護老人ホームにおいては140,000円を措置費の額（月額）の上限とします。
  2. 「対象収入」とは、前年の収入から必要経費を控除した額です。  
※1月から6月までの間については、前々年分の対象経費により階層を決定します。
  3. 介護保険サービスを利用される場合は、別途サービス費用が必要となります。

● 老人ホーム入所等措置費一覧表（扶養義務者分）

税額等による階層区分(単位:円)		措置費の月額(単位:円)
A	生活保護法による被保護者（単給世帯を含む。）	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）
C 2		当該年度分の市町村民税所得割課税
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下
D 2		30,001 ～ 80,000
D 3		80,001 ～ 140,000
D 4		140,001 ～ 280,000
D 5		280,001 ～ 500,000
D 6		500,001 ～ 800,000
D 7		800,001 ～ 1,160,000
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000
D 10		2,260,001 ～ 3,000,000
D 11		3,000,001 ～ 3,960,000
D 12		3,960,001 ～ 5,030,000
D 13		5,030,001 ～ 6,270,000
D 14		6,270,001 円以上
		その月におけるその被措置者に係る措置に要する費用の支弁額

- 備考 1. 原則として同居の配偶者又は子（養子）にかかります。ただし、入所希望者が単身世帯の場合は、別居の子（養子）にかかる場合があります。
2. 1月から6月までの間における主たる扶養義務者の所得税については、前々年分の課税状況により階層を決定します。

●軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧（☆＝特定施設入居者生活介護）

種類	施設名	定員	所在地	電話番号
軽費老人ホーム	A 安濃聖母の家	50	安濃町妙法寺892番地	268-2000
	ベタニヤハウス	50	豊が丘五丁目47番6号	230-2500
	ケ 高田ケアハウス	☆36	一身田町261番地2	233-5151
	ア ケアハウスシルバーケア豊壽園	☆30	高茶屋小森上野町737番地	235-5500
	ハ かざはや苑	☆50	戸木町4170番地2	254-4600
	ウ グリーンヒルかわげ	30	河芸町浜田860番地	245-7826
	ス 花紬	30	芸濃町棕本3805番地2	265-6600
	ケアハウスしおりの里	☆54	野田2033番地1	239-1316
有料老人ホーム	サンヒルズガーデン	50	一身田上津部田1424番地	221-4165
	昭和ろまん	☆70	芸濃町棕本6177番地1	265-6510
	わが家	☆30	河芸町上野1902番地	244-1122
	わが家千里	18	河芸町上野3887番地1	271-6620
	ハーモニーハウス津	35	久居明神町2077番地	254-1122
	陽だまりの丘片田	27	片田井戸町268番地	239-0555
	花泉	13	一志町其倉287番地1	293-3163
	有料老人ホーム大ちゃん	24	一志町片野223番地2	295-0026
	住宅型有料老人ホームいちしの里 3	26	一志町日置46番地	295-0055
	有料老人ホーム 安心戸木	18	戸木町7054番地2	273-5336
	特定施設入居者生活介護虹の夢 津	☆60	観音寺町152番地	225-5001
	ケアポート津高茶屋	150	高茶屋六丁目10番14号	234-1175
	住宅型有料老人ホームヴィーゲ	27	白山町川口3141番地	264-0056
	有料老人ホーム優喜	8	藤方2255番地3	261-6625
	有料老人ホームレモンの里	13	神納417番地	229-8433
	宅老所 津のうち	7	渋見町554番地18	225-2574
	やすらぎの家	6	美里町南長野1007番地2	279-3441
	金と銀	12	津興35番地	229-7240
	有料老人ホーム ゆりの里	34	柳山津興3307番地	221-2400
	有料老人ホーム 安心	27	下弁財町津興3032番地	227-0839
	有料老人ホーム 結の里	14	白山町二本木3897番地1	264-0500
	生活支援サービス付住宅 山の手サザンコート	10	鳥居町167番地10、11	227-3533
	住宅型有料老人ホーム 虹 A棟	18	末広町1039番地1	246-5252
	住宅型有料老人ホーム 虹 B棟	14	末広町1040番地2	246-5252
	住宅型有料老人ホーム 虹 C棟	8	末広町1039番地2	246-5252
	住宅型有料老人ホーム 虹 D棟	15	末広町1040番地1	246-5252
	有料老人ホーム グリーンヒル	80	緑が丘一丁目1番地1	239-1165
	有料老人ホーム「のぞみ」の家	12	白山町三ヶ野1260番地1	261-7851
	住宅型有料老人ホーム 太陽	30	白塚町2216番地	236-5300
	有料老人ホーム ここよ本店	19	垂水522番地1	246-5541
	ハーモニーハウス津・大園	29	大園町5番45号	253-1122
	Sunhills Garden・Annex31	62	一身田上津部田1424番地	221-4165
はーとらいふ津	30	栄町四丁目185番地	223-7880	

有料老人ホーム	有料老人ホーム 安心庄田	36	庄田町3561番地1	253-7110
	ナーシングホームスイートナース津	20	中河原西興2051番地	224-1190
	有料老人ホーム Here	7	垂水522番地6	253-2488
	シンフォニー高茶屋	35	高茶屋小森町1527番地	253-4361
	からふる庭園芸濃	30	芸濃町楠原107番地1	265-2771
	シニアハウスなないろ	36	末広町994番地	253-1265
	住宅型有料老人ホーム 太陽2	31	白塚町2430-1	271-6090
	ナーシングホーム悠ライフ津新町	36	新町二丁目5番31号	253-7081
	高齢者介護ホームナゴミガーデン	12	一志町片野367番地1	293-0753
	高齢者介護ホームナゴミガーデン別館 M ホール	16	一志町片野367番地1	293-0753
	アクアホームみえ津	40	一身田平野405番地	272-4933
	住宅型有料老人ホームカトレア	40	久居小野辺町925-3	253-8200
	ReHOPE 津	50	上弁財町19-3	273-6561
	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホームさくら	45	殿村860番地2
サービス付き高齢者向け住宅 安濃津ろまん		230	神戸154番地9	213-4165
大園荘		49	大園町4番29号	222-8686
高齢者介護ホームナゴミガーデン		36	一志町片野367番地1	293-0753
ルミナスビレッジ曾根		40	安濃町曾根833番地6	239-1000
いちしの里1、2		24	一志町日置46番地	295-0055
山水		80	一志町其倉287番地	268-5101
サービス付き高齢者向け住宅つみなみ シルバーケア豊壽園		23	高茶屋小森町1316番地3	234-4888
エミタス高松山		28	半田1225番地1	235-1165
すたいる久居明神		28	久居明神町2133番地1	273-6710
憩いの里 津ケアホーム		☆60	一身田平野726番地3	271-6306
ハーモニーハウス津アネックス		☆60	久居明神町2073番地	226-1900
せせらぎ		34	芸濃町椋本2782番地1	268-5101
サービス付き高齢者向け住宅 明神		19	久居明神町1530番地69	254-3838
LaSincerite雲出		20	雲出本郷町1523番地4	273-6030
クレインプラザ		36	久居東鷹跡町243番地	256-2250
シニアハウス・エミタス		28	高茶屋小森町5番地	235-1165
サービス付き高齢者向け住宅 虹		27	末広町918番地・919番地	246-5252
エミタス一志高野		33	一志町高野183番地7	202-8880
サービス付き高齢者向け住宅 すまいるはうす藤方		44	藤方1529番地	253-2522
アヴェニール 高茶屋		54	高茶屋小森町1895番地	253-2238
シニアハウスなないろ		28	末広町994番地	253-1265
サービス付き高齢者向け住宅 おおのき		20	一志町大仰58番地	269-5570
サービス付き高齢者向け住宅 花のん		30	一志町高野160番地657	273-5756
ゴールドエイジ久居		55	久居明神町2715番地1	273-6200
サービス付き高齢者向け住宅 トマトハウス		45	久居北口町438番地40	253-1256
ゴールドエイジ白塚		42	白塚町357番地18	269-6800
ゴールドエイジー身田		55	一身田中野268番1	269-7300
ゴールドエイジ高茶屋		89	高茶屋一丁目23番3号	269-6200
シニアハウスサクラス		26	高洲町834番地	229-3939

## 3-2 介護保険施設サービス

(要支援の人は、入所・入院できません)

### 3-2-1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。新規入所は原則として要介護3以上の人です。

●費用 施設によって異なります。

問合せ先	直接施設へお申し込みください。参照→P33
------	-----------------------

### 3-2-2 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理の下、看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

●費用 施設によって異なります。

問合せ先	直接施設へお申し込みください。参照→P34
------	-----------------------

### 3-2-3 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

●費用 施設によって異なります。

問合せ先	直接施設へお申し込みください。参照→P34
------	-----------------------

●介護保険施設一覧

種類	施設名	定員	所在地	電話番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ハートヒルかわげ	60	河芸町浜田 860 番地	245-7800
	特別養護老人ホーム 青松園	50	高洲町 15 番 43 号	228-2661
	特別養護老人ホーム 報徳園	110	河辺町 1317 番地 1	228-1951
	特別養護老人ホーム 慈宗院	110	片田長谷町 167 番地 1	237-0069
	特別養護老人ホーム 津の街	80	一身田平野 726 番地 6	271-6186
	特別養護老人ホーム 豊野みかんの里	80	一身田豊野 1659 番地	236-5610
	特別養護老人ホーム 高田光寿園	100	大里野田町 1124 番地 1	230-7811
	特別養護老人ホーム みえ愛の里	30	雲出本郷町 2128 番地	234-1500
	特別養護老人ホーム フルハウス	30	香良洲町 1990 番地	292-4888
	特別養護老人ホーム 第二フルハウス	50	香良洲町 3952 番地 1	292-2890
	特別養護老人ホーム シルバーケア豊壽園	70	高茶屋小森町 4152 番地	235-2102
	特別養護老人ホーム グリーンヒル	60	緑が丘一丁目 1 番地 2	269-5555
	しおりの里 広域型特別養護老人ホーム	50	野田 2035 番地 2	239-1326
	特別養護老人ホーム 泉園	80	野田 2059 番地	237-2526
	特別養護老人ホーム ライフかざはや	60	戸木町 4169 番地 4	254-6610
	特別養護老人ホーム 榊原陽光苑	50	榊原町 5684 番地	252-2650
	特別養護老人ホーム ときの音色	60	中村町 745 番地 25	252-8020
	特別養護老人ホーム 美里ヒルズ	60	美里町三郷 430 番地	279-5100
	特別養護老人ホーム げいのう逢春園	50	芸濃町椋本 5310 番地 1	265-5500
	特別養護老人ホーム アガペホーム	60	豊が丘五丁目 47 番 8 号	253-6517
	特別養護老人ホーム 安濃聖母の家	50	安濃町今徳 81 番地 2	267-0281
	特別養護老人ホーム カサデマドレ	60	安濃町戸島 569 番地 3	271-5611
	特別養護老人ホーム 明合乃里	50	安濃町田端上野 970 番地 3	268-3333
	特別養護老人ホーム きずな	50	白山町二本木 1163 番地	264-0222
	特別養護老人ホーム 優美	60	白山町二本木 4009 番地 3	264-0505
	特別養護老人ホーム 千年希望の杜美杉	62	美杉町八知 729 番地 1	272-8800
	地域密着型	特別養護老人ホーム フルハウス	10	香良洲町 1990 番地
しおりの里 特別養護老人ホーム		20	野田 2035 番地 2	239-1312
特別養護老人ホーム 安濃津愛の里		29	安濃町妙法寺 727 番地	267-1000

介護老人保健施設	医療法人緑の風介護老人保健施設 いこいの森	100	河芸町東千里 3 番地 1	245-6777
	津老人保健施設アルカディア	100	乙部 11 番 5 号	227-6681
	介護老人保健施設 トマト	100	殿村 860 番地 2	237-5050
	地域総合ケアセンター津介護老人保健施設シルバーケア豊壽園	100	高茶屋小森上野町 737 番地	235-5511
	萩の原 介護老人保健施設	50	久居井戸山町 759 番地	256-5515
	芹の里 介護老人保健施設	100	久居井戸山町 759 番地 7	256-8180
	介護老人保健施設 さくら苑	75	榊原町 5630 番地	252-2751
	介護老人保健施設 第二さくら苑	80	榊原町 5599 番地	252-3230
	医療法人府洲会介護老人保健施設 ロマン	100	芸濃町椋本 6176 番地	265-6500
	介護老人保健施設 あのう	100	安濃町東観音寺 353 番地	267-1800
	介護老人保健施設 万葉の里	78	一志町高野 236 番地 5	295-1600
	介護老人保健施設 万葉の里 (ユニット型)	22	一志町高野 236 番地 5	295-1600
	介護老人保健施設 つつじの里	100	白山町二本木 1163 番地	264-0111
介護医療院	倉本病院介護医療院	27	下弁財町津興 3040 番地	227-6712
	幸和病院介護医療院	48	一身田町 767 番地	231-6001
	第二岩崎病院介護医療院	20	一身田町 387 番地	232-2316

## 4 在宅保健サービス

### 4-1 ヘルシー講習会（高齢者食生活改善事業）

津市食生活改善推進員とともに、健康の基本である食生活を見直し、食べる楽しみをもつことで、健康の維持、増進を図り、高齢者のみなさんの交流の場にもなる教室です。

- 対象者 おおむね65歳以上の人とその支援のための活動に関わる人
- 内容 骨粗しょう症予防のための食事  
主食・主菜・副菜を揃えたバランスのよい食事 など
- 費用 有料（500円程度）
- 場所 市内市民センター及び公民館等

問合せ先

各保健センター 参照→P1

### 4-2 訪問指導＜保健師等が訪問します＞

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が訪問し、生活習慣病予防、フレイル予防、介護予防、栄養改善、口腔衛生の向上などの相談及び助言を行います。

- 対象者 生活習慣病など健康に不安のある人とその家族
- 費用 無料

問合せ先

各保健センター 参照→P1

### 4-3 健康相談＜ひとりで悩まずに早めに相談を＞

#### ■ こころの健康相談

精神科医師または公認心理師が、こころの病気や不安などの相談に応じます。

- 対象者 こころの悩みがある人及びその家族
- 費用 無料

問合せ先

各保健センター 参照→P1

## ■ 健康相談・栄養相談

こころとからだ、健康に関する相談に保健師が応じます。また、生活習慣病予防の食事やバランスのとれた食事など栄養に関する全般的な相談に栄養士が応じます。

### ●費用 無料

問合せ先	各保健センター 参照→P1
------	---------------

## 4-4 健康教育 <健康づくりをすすめましょう>

### ■ 元気づくり教室（出前健康教室・健康相談）

自治会・老人会などの団体や健康づくりの自主グループなどからの依頼により、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士等が会場に出向いて、健康に関する講話、健康体操や健康相談などを行います。

- 内 容 歯の健康、食生活や栄養、生活習慣病予防、フレイル予防、認知症やねたきりの予防などの話、健康体操や相談
- 利用方法 開催希望日の1か月前までに各保健センターへ、日程、内容などを相談のうえ、派遣依頼書を提出してください。  
(原則：1団体につき年間2回程度、月～金曜日の午前9時～午後4時、木曜日は除く)
- 費用 無料

問合せ先	各保健センター 参照→P1
------	---------------

### ■ 美里保健センター（運動施設）での講座について

美里保健センター運動施設では、下記の講座を実施しています。

講座名	予約	定員	備考
ストレッチ体操	不要	なし	
水中運動	要	25	
初心者ウォーキング（水中）	要	20	
ゆっくりのびのび体操	要	20	
水中のんびり歩行	要	12	運動相談を受け、歩く力をつける必要があると判断された人を対象とします。

●使用料 16歳～64歳 310円

65歳以上・障がい者手帳をお持ちの方 150円

※ 施設を利用するには、事前に利用講習会を受講する必要があります。

<利用講習会のご案内> ※ 開始10分前には受付にお越しください。

●開催時間 (火曜日～土曜日) 15:30開始

(日曜日・祝日) 11:00開始

問合せ先	美里保健センター(運動施設専用電話) 電話 279-3550
------	--------------------------------

## 4-5 健康診査・がん検診等

健康診査・がん検診等を受診の際には受診券が必要です。日時、申込方法、費用、持参するもの等の詳細は、広報津7月号と同時期に配布の「保存版 がん検診と健康診査のご案内」や各受診券発送案内通知をご覧ください。

※ 健康増進法健康診査、肝炎ウイルス検診、がん検診、結核健診及び菌周病検診の対象年齢は年度末年齢です。

### ■ 国民健康保険特定健康診査

●対象者 津市国民健康保険加入の40歳～74歳の人

●料金 500円(前年度の市民税・県民税非課税世帯の人:無料)

●実施期間 7月～11月【個別健診】 8月～翌年1月【集団健診】

問合せ先	保険医療助成課 電話 229-3317
------	---------------------

### ■ 後期高齢者健康診査

●対象者 令和8年8月31日時点で三重県後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の人・65歳～74歳で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた人)

※対象者については三重県後期高齢者医療広域連合のホームページ等に改めて掲載します。

●料金 無料

●実施期間 7月～11月【個別健診】 8月～翌年1月【集団健診】

問合せ先	保険医療助成課 電話 229-3285
	三重県後期高齢者医療広域連合 電話 221-6884

## ■ 健康増進法健康診査

- 対象者 40歳以上で、医療保険未加入の人（生活保護を受給している人など）
- 料 金 無料
- 実施期間 7月～11月【個別健診】

問合せ先

健康づくり課・各保健センター 参照→P1

## ■ 肝炎ウイルス検診

血液検査によるB型抗原・C型抗体検査を実施します。

- 対象者 ① 40歳の人  
② 41歳以上で過去に津市の肝炎ウイルス検診を受けていない人  
(年齢に上限あり)
- 実施期間 7月～翌年3月

問合せ先

健康づくり課・各保健センター 参照→P1

## ■ 結核健診

- 対象者 65歳以上の人
- 料 金 無料
- 場 所 保健センター等
- 実施期間 7月～翌年2月

問合せ先

健康づくり課・各保健センター 参照→P1

## ■ 歯周病検診

- 対象者 20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の人
- 料 金 無料
- 場 所 市内協力医療機関
- 実施期間 8月～11月

問合せ先

健康づくり課・各保健センター 参照→P1

## ■ 後期高齢者歯科健康診査

- 対象者 三重県後期高齢者医療の被保険者で令和8年3月31日時点で75歳～80歳の人
- 料 金 無料
- 場 所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- 実施期間 8月1日～11月20日

問合せ先	保険医療助成課 電話 229-3285
	三重県後期高齢者医療広域連合 電話 221-6884

## ■ がん検診

対象の検診は、年齢、受診歴により異なります。受診券でご確認ください。

検診の種類	検査方法	検査内容
胃がん検診	内視鏡検査 (胃カメラ)	小型カメラを装着した細い管を口または鼻から挿入し、胃の中を観察します
	エックス線検査 (バリウム)	造影剤と胃を膨らませる発泡剤を飲んでレントゲン撮影を行います
肺がん検診	エックス線検査	胸部のレントゲン撮影を行います
大腸がん検診	免疫便潜血検査 2日法	提出した2日分の便に混じった血液の有無を調べます
子宮がん検診	頸部がん検査	子宮入り口の細胞を専用のブラシなどで採取し、がん細胞の有無を調べます
乳がん検診	乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)	乳房をはさんでレントゲン撮影を行います
	乳房超音波検査 (エコー)	乳房に超音波をあて、その反射で内部の様子を調べます
前立腺がん検診	前立腺特異抗原 (PSA) 値測定検査	採決によりPSA (前立腺特異抗原) の濃度を調べます

- 対象者 自覚症状のない人 (当該疾患で治療中・観察中の人は除く)
- 実施期間 7年～翌年3月

問合せ先	健康づくり課・各保健センター 参照→P1
------	----------------------

## 4-6 予防接種

### ■ インフルエンザの定期接種

● **対象者** 津市に住民登録があり、①、②のいずれかに該当する人

① 接種当日の年齢が65歳以上の人

② 接種当日の年齢が60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人

※ 詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

● **料金** 一部自己負担があります。

※ 生活保護受給者は無料です。（被保護証明書が必要です。）

● **場所** 県内協力医療機関

※ 接種期間などの詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先	健康づくり課・各保健センター 参照→P1
------	----------------------

### ■ 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種

● **対象者** 津市に住民登録があり、①、②のいずれかに該当する人

① 接種当日の年齢が65歳の人

② 接種当日の年齢が60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人

※ 詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

● **料金** 一部自己負担があります。

※ 生活保護受給者は無料です。（被保護証明書が必要です。）

● **場所** 県内協力医療機関

問合せ先	健康づくり課・各保健センター 参照→P1
------	----------------------

## ■ 新型コロナウイルス感染症の定期接種

● **対象者** 津市に住民登録があり、①、②のいずれかに該当する人

- ① 接種当日の年齢が65歳以上の人
  - ② 接種当日の年齢が60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人
- ※ 詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

● **料金** 一部自己負担があります。

※ 生活保護受給者は無料です。（被保護証明書が必要です。）

● **場所** 県内協力医療機関

※ 接種期間などの詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先

健康づくり課・各保健センター 参照→P1

## ■ 带状疱疹の定期接種

● **対象者** 津市に住民登録があり、①、②、③のいずれかに該当する人

- ① 年度内に65歳を迎える人
- ② 接種当日の年齢が60歳から64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される人
- ③ 年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人（令和7年度～令和11年度の5年間の経過措置）

※ 詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

● **料金** 一部自己負担があります。

※ 生活保護受給者は無料です。（被保護証明書が必要です。）

● **場所** 県内協力医療機関

※ 接種期間などの詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先

健康づくり課・各保健センター 参照→P1

# 5 津市社会福祉協議会事業

## 5-1 日常生活自立支援事業

認知症や障がいのために、日常生活の判断に不安のある方が、地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス等を通じて支援します。

問合せ先	津市社会福祉協議会生活支援課 電話 246-1165
	津市社会福祉協議会久居支部 電話 256-1202

## 5-2 津市成年後見サポートセンター

認知症や障がいがあっても住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、成年後見制度に関する相談に対応し、成年後見制度を利用するための手続き、申立、後見活動等をお手伝いします。

### ① 相談支援

成年後見制度を必要とする方、親族、関係機関からの相談に対応し、制度の利用が必要な場合、申立の手続きを支援します。

### ② 広報・啓発

地域住民や関係機関向けの研修会などを通じて成年後見制度の周知をします。

### ③ 後見人支援・利用促進

本人を支援する「チーム」づくりや親族後見人等をサポートします。また、その人に合った成年後見人が選任されるよう、市民後見人養成や受任者調整の支援を行います。

### ④ 法人後見

家庭裁判所の審判に基づき、津市社会福祉協議会が成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を行います。

### ⑤ 地域連携ネットワーク体制

法律・医療・福祉の専門職団体や関係機関が連携協力する「協議会」など、地域の権利擁護の連携ネットワーク体制を構築し、必要な施策や事業を検討します。

問合せ先	津市成年後見サポートセンター (津市社会福祉協議会生活支援課内) 電話 246-1165
------	---

### 5-3 津市ふれあい・いきいきサロン活動支援助成事業

ふれあい・いきいきサロンは高齢者や障がい者、子育て中の親子など、だれもが楽しく気軽に参加できる「地域の居場所」です。内容は、おしゃべりやレクリエーション、健康体操、講演会などさまざまですが、交流や健康づくり、介護予防、地域のつながりづくりの場となっています。

#### ① 津市ふれあい・いきいきサロン新規立上支援事業

サロンの新規立ち上げ時に、1団体1回に限り20,000円を上限として必要物品を交付します。

#### ② 津市ふれあい・いきいきサロン活動運営支援助成金（年間40回を上限）

サロンの活動運営支援として1回2,000円を助成します。

※ 助成を受けるには、申請などの手続きが必要です。

問合せ先	津市社会福祉協議会本部・各支部 参照→P45
------	------------------------

### 5-4 声の広報発行事業

視覚に障がいのある方や、介護保険の要介護認定4又は5に認定されている方に地域の情報をお届けするため、ボランティアグループ「津朗読会」の協力のもと、「広報津」「つ市議会だより」「つ社協だより」「暮らしの情報」をCDに録音し、ご自宅へ郵送でお届けしています。

#### ●対象者 津市に在住の18歳以上で

- ① 身体障害者手帳の程度が視覚障がい1～4級の方
- ② 介護保険法の要介護認定4又は5に認定されている方
- ③ その他市長が必要と認めた方

#### ●申請方法 津市障がい福祉課又は各総合支所障がい福祉担当へ申請

問合せ先	津市社会福祉協議会 地域福祉課 電話 213-7111
------	-----------------------------

●津市社会福祉協議会本部・各支部お問い合わせ先

	所在地	電話番号
本部	大門 7 番 15 号 津センターパレス 3 階	213-7111
久居支部	久居東鷹跡町 20 番地 2 津市久居総合福祉会館南館内	256-1202
河芸支部	河芸町浜田 868 番地 津市河芸ほほえみセンター内	245-8888
芸濃支部	芸濃町椋本 6141 番地 1 津市芸濃保健福祉センター内	265-4531
美里支部	美里町三郷 46 番地 3 津市美里社会福祉センター内	279-3366
安濃支部	安濃町東観音寺 418 番地 津市サンヒルズ安濃内	268-5804
香良洲支部	香良洲町 2167 番地 津市サンデルタ香良洲内	292-7711
一志支部	一志町井関 1792 番地 津市とことめの里一志内	295-0066
白山支部	白山町川口 892 番地 津市白山保健福祉センター内	262-7029
美杉支部	美杉町奥津 929 番地 津市美杉高齢者生活福祉センター内	274-0023

※ 津センターパレスにお車でお越しの際、津市営駐車場及び民間駐車場をご利用の場合の駐車料金は、有料となります。

## 6 その他

### 6-1 障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等を有していない高齢者、または指定機関による知的障がい者の判定を受けていない高齢者及び障害者手帳等では判定できない状態である高齢者が、介護保険の要介護または要支援の認定を受けており、障がいの程度が各種手帳と同程度とみなされる場合、所得税法及び地方税法上の障害者控除を受けることができます。

- 対象者 市内に住所を有する65歳以上の人

問合せ先	高齢福祉課・各総合支所市民福祉課（福祉課）
------	-----------------------

### 6-2 消費者被害に関する相談

市内に在住・在勤・在学の消費者を対象に、商品を購入したりサービスを利用したりするときに生じる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど、消費生活に関する相談を受け付け、どんな解決方法があるのかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口です。

- 相談日時 月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）  
9：00～12：00、13：00～16：00  
相談受付は15：00終了（※来所相談は事前予約が必要です）
- 場 所 市本庁舎3階 市民交流課内

問合せ先	津市消費生活センター 電話 229-3313
------	------------------------

### 6-3 選挙での投票方法について（不在者投票制度等）

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設に入院、入所している方が投票日に投票所へ行けない場合、投票日の前日までにその病院等において投票することができます。

また、病院等に入院、入所していなくても要介護5と認定された方や身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っており、その障がいの程度が定められた要件に該当する方で投票所に行けない場合は、郵便による投票をすることができます。

※ 郵便による投票をするためには、事前に申請などの手続が必要です。

問合せ先	選挙管理委員会事務局 電話 229-3236
------	------------------------

## ■投票所への移動に利用できる介護保険サービス

投票所や期日前投票所への移動が困難な有権者で一定の要件を満たす人は、次の制度が利用できる場合があります。詳しくは、ご利用のケアマネジャーまたは以下の担当課にご相談ください。

### ●訪問介護サービス（通院等のための乗車または降車の介助）

ホームヘルパー自ら運転する車両で目的地（投票所等）へ移動する際の乗車または降車の介助を行います。

- ・ 提供者 訪問介護事業所（通院等乗降介助の届け出をした事業所）
- ・ 対象者 要介護1～5の人（ケアプランに位置付けがある場合）
- ・ 利用料 介護保険自己負担分（原則1割～3割）及び交通費

### ●訪問介護サービス

ホームヘルパーが目的地（投票所等）に行くための外出介助を行います。（移動にはバス等の交通機関が必要となります。）

- ・ 提供者 訪問介護事業所
- ・ 対象者 総合事業対象者、要支援1～2、要介護1～5の人（ケアプランに位置付けがある場合）
- ・ 利用料 介護保険自己負担分（原則1割～3割）及び交通費

問合せ先	介護保険課 電話 229-3149
------	-------------------

## 6-4 津市ごみ出しサポート収集事業

日常のごみ出しが困難な世帯に市職員が、地域ごとに決まった曜日に直接お家まで無料で収集に向かいます。

- 対象者：次の①～③すべてに当てはまるご世帯
  - ① 市内居住のホームヘルパー利用者又はごみ出し困難な状況の方
  - ② 要介護2から5又は肢体不自由1級、2級又は視覚障害1級、2級の認定を受けている方
  - ③ 単身の方又は②の対象者のみの世帯、又は②の対象者と子ども（高校卒業までの児童）のみの世帯

※ 利用する方は、自宅の敷地内に、専用の蓋付容器2個（燃やせるごみ用、燃やせるごみ以外用）をご用意ください。

問合せ先	環境政策課 電話 229-3258 各総合支所地域振興課
------	---------------------------------

## 6-5 大型家具等ごみ出し支援事業

大型家具等をごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が直接、無料で収集に向かいます。

- 対象者：次のいずれかに当てはまる方のみで構成されるご世帯
  - ・ 要支援認定を受けている方（要支援1、2）
  - ・ 要介護認定を受けている方（要介護1～5）
  - ・ 障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方
  - ・ 75歳以上の方
- 対象品目：タンス、棚、鏡台、ベッド、マットレス、マッサージチェア等の大型家具類

※ 対象者が既に施設等に入所している場合や引越しや施設等への入所が決まっている場合は対象外となります。

※ 対象品目の大きさは、長さの1辺が1m以上2m以下で、安全に収集・運搬が可能なものに限ります。

問合せ先	環境政策課 電話 229-3258 各総合支所地域振興課
------	---------------------------------





この「高齢者の福祉と保健」は、主な事業をお知らせするものです。  
各事業等の詳細につきましては、各担当課までお問い合わせください。  
なお、事業内容につきましては、令和8年4月1日現在のものです。

津 市